

3 静岡県子ども・若者支援ネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 困難を有する子ども・若者及びその家族を支援するために、関係機関による実効性のある支援体制づくりを目的として、「静岡県子ども・若者支援ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

第1条の2 子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に規定する「子ども・若者支援地域協議会」については、ネットワークをもってこれにあてる。

(所掌事務)

第2条 ネットワークは次に掲げる事項の連絡調整及び協議を行う。

- (1) 困難を有する子ども・若者及びその家族を支援する機関相互の連携及び情報交換に関すること。
- (2) 市町の「子ども・若者支援地域協議会」設置及び市町の「子ども・若者育成支援についての計画」策定のための支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、困難を有する子ども・若者及びその家族の支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 ネットワークに、会長及び委員を置く。

- 2 会長は、社会教育課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる機関において選出された者をもって充てる。

(会議)

第4条 ネットワークは、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 ネットワークの事務局は社会教育課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、委員が協議し別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

この要綱は、平成25年3月4日から施行する。

この要綱は、平成26年4月28日から施行する。

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

別表

	部 局 名	課 名
1	企画広報部	多文化共生課
2	くらし・環境部	県民生活課
3	文化・観光部	私学振興課
4	健康福祉部	地域福祉課
5		こども家庭課
6		障害福祉課
7	経済産業部	労働政策課
8		雇用推進課
9		職業能力開発課
10	教育委員会	義務教育課
11		高校教育課
12		特別支援教育課
13		社会教育課
14	警察本部	少年課